

令和6年度版

循誘公民館 利用のてびき



佐賀市立 循誘公民館

〒840-0811

佐賀市大財2丁目2-52

TEL & FAX (0952) 23-3759

Email : kjunyu@city.saga.lg.jp



公民館を利用するには



利用時間は？

午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分

(事務室の開室時間は、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)



休館日は？

毎月第 3 日曜日と年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) です。

但し、主催事業や校区行事等で変更する場合があります。



公民館のご利用について

- 初めて使用される場合は窓口での利用者登録が必要です。登録が完了したら、インターネット (佐賀市公民館予約システム)、お電話、ご来館にて申請ができます。
- お申し込みは、使用希望日の前月 1 日から可能です (先着順)。この他、予約システムによる前々月 10 日からの抽選申込制もあります。
- より多くの方にご利用いただくために、利用時間や回数の調整をお願いする場合があります。
- 登録済みの団体 (または個人) を、異なる目的の活動に流用 (名義貸し) することはできません。新たに登録を行ってください。
- お申し込みが重複した場合の優先順位は以下のとおりです。



システムの概要 (動画あり)

第 1 : 公民館及び佐賀市の主催事業等

第 2 : 校区行事

第 3 : 校区の各種団体の活動

第 4 : 公民館 (登録自主) サークルの活動

第 5 : その他の活動



公民館サークルについて



- ◎ 公民館のサークルの役割とは？
 - ・ 住民の自主的・主体的な学習活動です。
 - ・ サークルに所属することで、地域社会の一員として、温かい交流、豊かな人間関係を築くことができます。
 - ・ サークル活動で得た知識や成果を地域に還元して、地域の活性化や文化の発展に貢献できます。

◎ サークルのあり方は？

- ・ 運営は会員を主体とし、代表者は原則、校区在住者とします。
- ・ 施設の利用申請の有効期間は1年間です。
- ・ サークルの会員は5人以上が望ましく、代表者や会計など運営に必要な事項を決めて、会費や教材などは適切なものとしてください。
- ・ サークル活動の予定変更は必ず公民館へ連絡をしてください。
- ・ 誰でも、いつでも入会できるように門戸を開放し、入会希望者や体験希望者に対して問い合わせ先を明確にしておいてください。
- ・ 文化祭やカレーの日、春のじゅんゆう文芸賞、循誘ふれあいふるさと祭りなどの校区行事に積極的に参加し、地域貢献や交流をこころがけてください。
- ・ サークル代表者会議で決まったことは、必ずサークル全員に伝えてください。
- ・ サークル会員による主体的な運営を推進するため、原則、指導者からの施設利用申請は受け付けません。会員自身で申請をしてください。



◎ サークルの認定を受けたら

- ・ サークルは、会員が固定化することなく、いつでも誰でも、参加したいときに入れるような開かれた運営が求められています。新たな希望者が参加しやすいよう、部屋の広さや会費の設定などを整えるだけでなく、風通しのよい人間関係や雰囲気づくりに努めましょう。
- ・ サークルは会員が主体の活動です。講師中心のお稽古ごとの教室では公民館の利用はできません。
- ・ サークル活動として適切だと認められた場合、公民館長が利用を許可しますが、営利活動など不適切な場合は、公民館より利用の指導や取り消しを行う場合があります。



公民館からのお願い



公民館はみんなの施設です。お互いに気持ちよく使うため、利用のルールをきちんと守りましょう！

- 利用後には事務室または管理人室に声をかけてください。
- 利用者が出したゴミは持ち帰りください。
- 利用後は、片付け・清掃・窓の戸締まりを確実にしてください。
- 備品は所定の場所に戻してください。テーブルは拭いてから元の場所に戻してください。
- 利用後は、利用報告書（事務室カウンターのケースに常備）に人数等を書いてご退出ください。
- 特に夜間利用時は、騒音で他の利用者や近所に迷惑をかけないように注意しましょう（駐車場で大きな声での会話も騒音となる場合があります）。
- トイレ・洗面所を汚していないか確認し、後始末をしてください。
- 館内は全面禁煙です。喫煙は、建物北側の指定場所をお願いします。その際の防火と使用後の清掃もお願いします。
- 障子やふすま、その他の備品を破損したときは、すみやかに申し出てください。
- 調理室をご利用の場合は、室外の溜枳（ためます）の清掃をお願いすることがあります。
- 22 時以降には駐車場を施錠しますので、速やかにご退出ください。



公 民 館 と は

市民のみなさんが気軽に集まって、いろいろなことを学習したり、交流する場です。また、地域のみなさんが仲間作りなどを通して、地域活性化を図るなど、地域コミュニティの拠点施設でもあります。